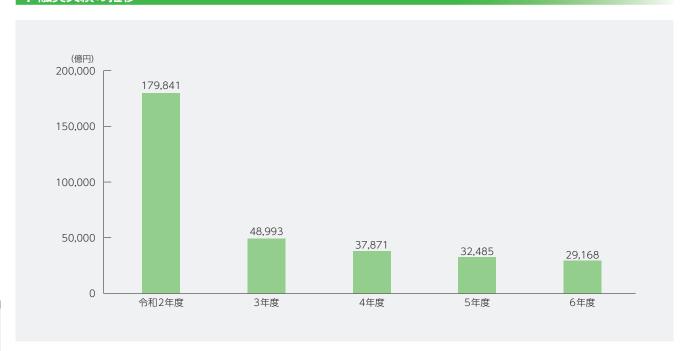
業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
財務の状況	81
参考情報	174
日本政策金融公庫法	181

## 日本政策金融公庫

## 1 融資実績の推移



## 2 融資残高の推移

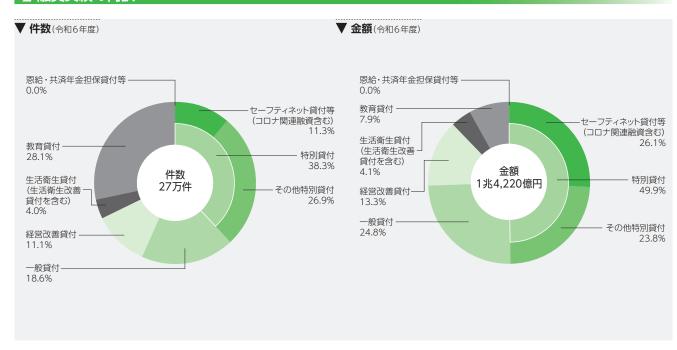


## 国民生活事業

### 1 融資実績の推移



### 2 融資実績の内訳



### 3 融資残高の推移



## 4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
製造業	10,430	10,234	9,779	8,887	8,179
	(8.8)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.6)
卸売·小売業	23,627	23,203	22,200	20,337	18,804
	(19.9)	(19.8)	(19.8)	(19.8)	(19.7)
飲食店、宿泊業	14,751	14,483	13,724	12,544	11,558
	(12.4)	(12.3)	(12.3)	(12.2)	(12.1)
サービス業	31,068	30,983	29,714	27,438	25,743
	(26.2)	(26.4)	(26.5)	(26.7)	(27.0)
建設業	18,701	18,801	18,111	16,677	15,495
	(15.7)	(16.0)	(16.2)	(16.2)	(16.3)
その他	20,167	19,642	18,479	16,846	15,457
	(17.0)	(16.7)	(16.5)	(16.4)	(16.2)
合計	118,746	117,348	112,010	102,733	95,238
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。 3.( )内は、構成比です。

### 5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
飲食店関係営業	2,330	2,227	2,117	2,002	1,996
	(54.4)	(54.3)	(54.4)	(54.6)	(55.2)
美容業	899	888	854	810	808
	(21.0)	(21.6)	(21.9)	(22.1)	(22.3)
旅館業	632	596	551	510	483
	(14.8)	(14.5)	(14.2)	(13.9)	(13.4)
理容業	216	204	190	176	167
	(5.0)	(5.0)	(4.9)	(4.8)	(4.6)
浴場業	76	69	64	60	58
	(1.8)	(1.7)	(1.6)	(1.6)	(1.6)
クリーニング業	85	80	76	69	66
	(2.0)	(1.9)	(2.0)	(1.9)	(1.8)
食肉販売業	29	28	26	25	25
	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)
興行場営業	7 (0.2)	6 (0.1)	6 (0.2)	6 (0.2)	6 (0.2)
その他	3 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)
合計	4,280	4,104	3,891	3,665	3,616
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注)()内は構成比です。

## 6 融資残高の使途別内訳

(単位:億円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
運転	100,716	100,734	96,326	87,679	80,388
	(84.8)	(85.8)	(86.0)	(85.3)	(84.4)
設備	18,030	16,614	15,683	15,053	14,849
	(15.2)	(14.2)	(14.0)	(14.7)	(15.6)
合計	118,746	117,348	112,010	102,733	95,238
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1.普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2.( )内は、構成比です。

### 7 融資先数

(単位:先)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
融資先数	1,177,346	1,197,384	1,197,327	1,170,623	1,157,423

<sup>(</sup>注)普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

## 8 1先あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
1 先あたりの 平均融資残高	10,085	9,800	9,355	8,775	8,228

<sup>(</sup>注)普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

### 9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
教育貸付	9,639	9,585	9,540	9,382	9,027
恩給·共済年金担保貸付	42	28	12	4	1

### 10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
300万円以下	229,761	80,952	71,898	68,020	83,924
	(26.6)	(32.2)	(34.7)	(36.1)	(42.5)
300万円超500万円以下	151,201	48,677	41,443	38,403	40,887
	(17.5)	(19.3)	(20.0)	(20.4)	(20.7)
500万円超800万円以下	102,930	34,259	27,116	24,659	23,044
	(11.9)	(13.6)	(13.1)	(13.1)	(11.7)
800万円超	379,998	87,856	66,696	57,103	49,740
	(44.0)	(34.9)	(32.2)	(30.3)	(25.2)
合計	863,890	251,744	207,153	188,185	197,595
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1.普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2.( )内は構成比です。

## 11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4人以下	564,073	185,748	151,568	134,821	141,968
	(65.3)	(73.8)	(73.2)	(71.6)	(71.8)
5人~9人	167,596	39,944	33,512	31,539	32,025
	(19.4)	(15.9)	(16.2)	(16.8)	(16.2)
10人~19人	80,433	16,783	14,018	13,760	14,574
	(9.3)	(6.7)	(6.8)	(7.3)	(7.4)
20人以上	51,785	9,269	8,055	8,065	9,028
	(6.0)	(3.7)	(3.9)	(4.3)	(4.6)
合計	863,887	251,744	207,153	188,185	197,595
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

### 12 融資金の担保別内訳

(単位:件、%)

						(+12:111 707
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無担保融資		857,271 (99.2)	247,087 (98.2)	203,107 (98.1)	183,512 (97.5)	189,814 (96.1)
不	不動産(一部担保 を含む)	6,602 (0.8)	4,640 (1.8)	4,033 (1.9)	4,657 (2.5)	7,771 (3.9)
動産等	有価証券	1 (0.0)	_ (-)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
不動産等担保融資	信用保証協会	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)
資	その他	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)
合計		863,874 (100.0)	251,727 (100.0)	207,141 (100.0)	188,170 (100.0)	197,586 (100.0)

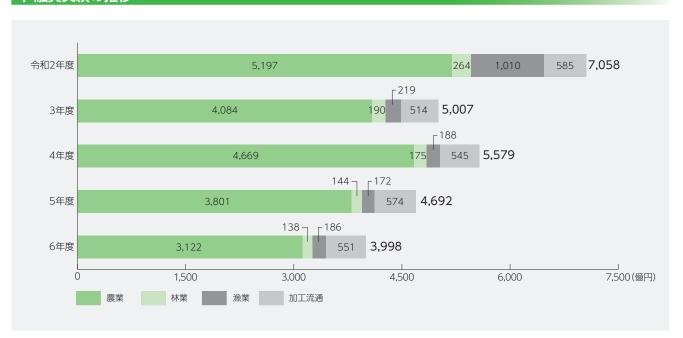
<sup>(</sup>注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

<sup>2.( )</sup>内は構成比です。

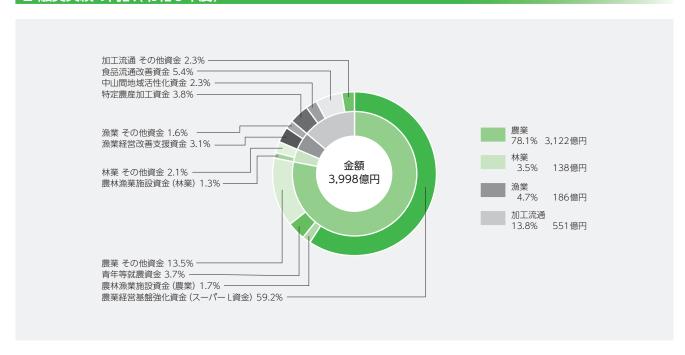
<sup>7.</sup> 自身を行いた。 2.( )内は構成比です。 3.一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

## 農林水産事業

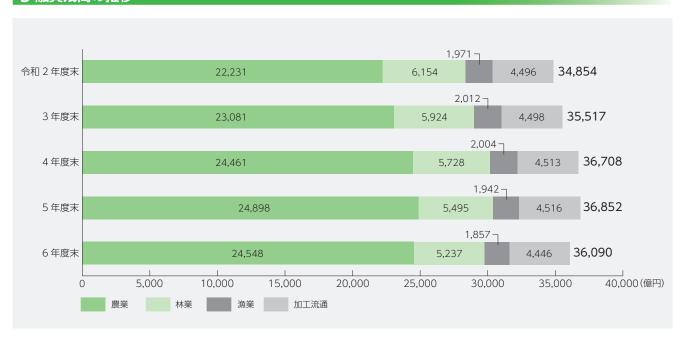
### 1 融資実績の推移



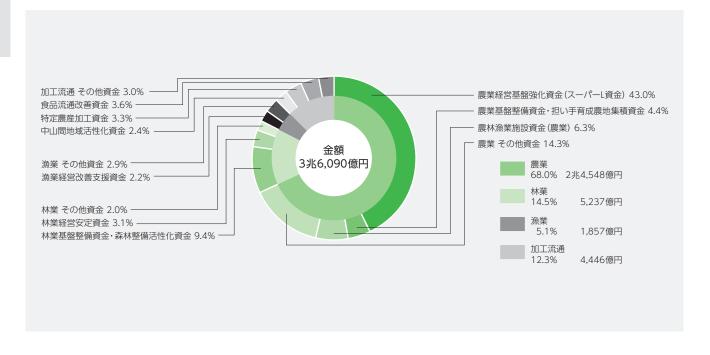
### 2融資実績の内訳(令和6年度)



### 3 融資残高の推移



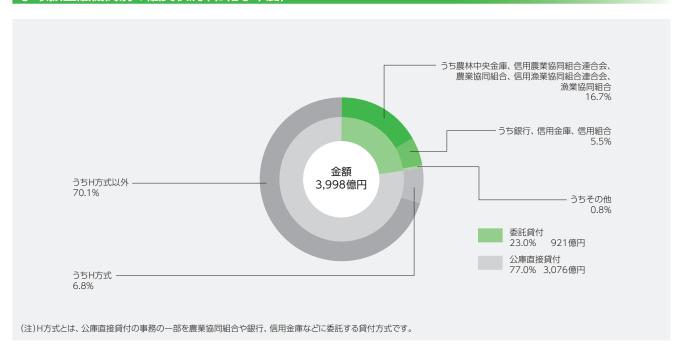
### 4 融資残高の業種別・資金使途別内訳(令和6年度末)



### 5 返済期間別の融資状況(令和6年度)



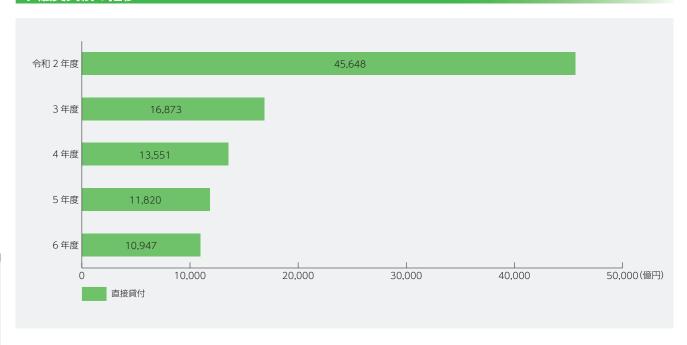
### 6 取扱金融機関別の融資状況(令和6年度)



## 中小企業事業

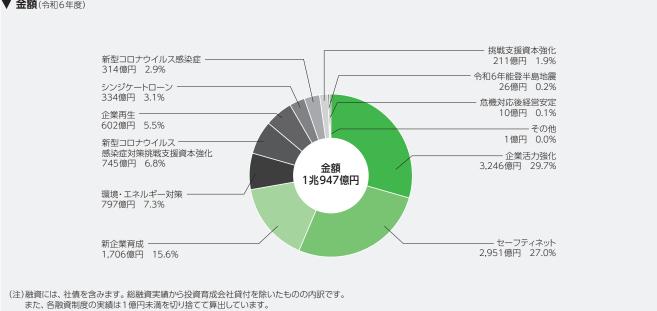
## I. 融資業務

### 1 融資実績の推移



### 2 融資実績の内訳

### ▼ **金額**(令和6年度)



### 3 融資残高の推移



### 4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
製造業	32,201	32,311	32,222	30,493	29,782
	(39.2)	(38.3)	(38.5)	(38.7)	(38.8)
建設業	5,164	5,344	5,271	4,883	4,708
	(6.3)	(6.3)	(6.3)	(6.2)	(6.1)
物品販売業	14,137	14,501	14,364	13,244	12,762
	(17.2)	(17.2)	(17.2)	(16.8)	(16.6)
運輸·情報通信業	8,506	8,887	9,031	8,846	8,824
	(10.4)	(10.5)	(10.8)	(11.2)	(11.5)
サービス業	14,889	16,082	15,854	14,961	14,474
	(18.1)	(19.1)	(19.0)	(19.0)	(18.8)
その他	7,281	7,198	6,912	6,434	6,304
	(8.9)	(8.5)	(8.3)	(8.2)	(8.2)
合計	82,180	84,326	83,657	78,863	76,854
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。 2.( )内は構成比です。

### 5 融資残高の使途別内訳

(単位:億円、%)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
運転	59,194	61,846	60,907	55,661	52,748
	(72.0)	(73.3)	(72.8)	(70.6)	(68.6)
設備	22,985	22,479	22,749	23,202	24,106
	(28.0)	(26.7)	(27.2)	(29.4)	(31.4)
合計	82,180	84,326	83,657	78,863	76,854
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。 2.( )内は構成比です。

## 6 融資先数

(単位:先)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
融資先数	61,074	62,010	62,004	58,249	57,345

<sup>(</sup>注)直接貸付先数です。

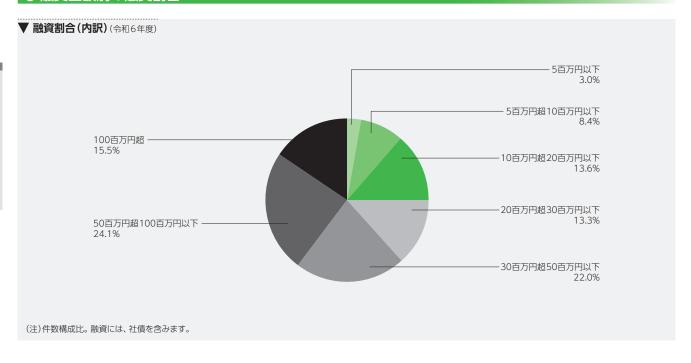
### 7 1 先あたりの平均融資残高

(単位:百万円)

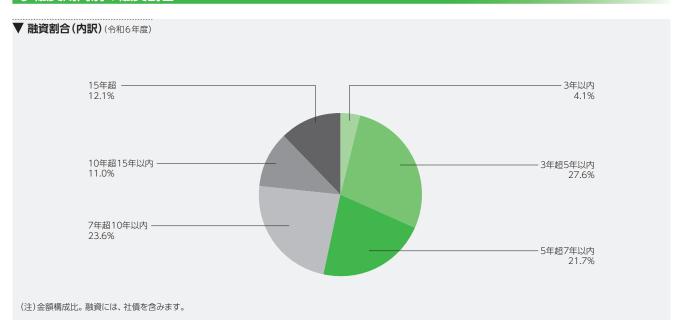
	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
1 先あたりの平均融資残高	134	135	134	135	133

<sup>(</sup>注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

## 8 融資金額別の融資割合



### 9 融資期間別の融資割合



## Ⅱ. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険引受額·貸付額					
中小企業信用保険	332,106	87,684	77,620	95,551	83,096
信用保証協会貸付	_	_	_	_	_
破綻金融機関等関連特別保険等	_	_	_	_	_
保険引受残高·貸付残高					
中小企業信用保険	424,161	420,923	406,713	366,276	345,259
信用保証協会貸付	_	_	_	_	_
破綻金融機関等関連特別保険等	0	0	0	0	0
機械類信用保険	_	_	_	_	_

<sup>(</sup>注) 1.機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行って

# Ⅲ. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金供給支援額					
買取型	170	343	410	454	662
保証型	_	_	_	_	_
資金供給支援残高					
買取型	659	716	848	1,029	1,396
保証型	_	_	_	_	_
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型(資産担保証券等保有残高)	129	154	231	202	191
買取型(資産担保証券等保証債務残高)	178	216	232	225	237
保証型(貸付債権保証債務残高)	0	0	0	0	0
スタンドバイ・クレジット制度(保証債務残高)	50	49	49	54	45

<sup>(</sup>注) 1.買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号·別表第2第3号·第5号·第7号·第8号に定める業務をいいます。

- 5.資産担保証券等保有残高、保証債務残高については令和7年3月31日時点のものです。

<sup>2.</sup>保険引受残高・貸付残高については令和7年3月31日時点のものです。

## 危機対応等円滑化業務

### 危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

		平成20年度 下期	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
- 1	ツーステップ・ コーン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	-	350	35,494	2,912	157	_	-
	貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	_	350	35,494	2,912	157	_	-
	CP取得	2,998	3,398	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
ł	員害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	_	-
	貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	_	-
	CP取得	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	出資	_	300	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
7	· 利子補給	_	_	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27	46	182	229	205	89

- (注) 1.ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和7年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
  - 2. 損害担保のうち
    - 貸付け等の実績は、指定金融機関が令和7年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和7年5月10日までに補償応諾した引受金額です。 出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
  - 3.利子補給の実績は、指定金融機関が令和6年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月 31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

### 特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・事業適応促進円滑化業務・ 開発供給等促進円滑化業務・事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務・供給確保促進円滑化業務の実績

### ▼ ツーステップ・ローン

(単位:億円)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
特定事業 促進円滑化業務	200	13	78	106	29	11	10	5	-	_	_	_	_	_	-
事業再編 促進円滑化業務	_	_	250	_	200	_	_	_	_	1,000	_	_	_	_	-
事業適応 促進円滑化業務	-	_	-	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	-
開発供給等 促進円滑化業務	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-
事業基盤強化 促進円滑化業務	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	85	13	_	1
導入 促進円滑化業務	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
供給確保 促進円滑化業務	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和7年3月末までに指定金融機関へ貸付実行した貸付金額です。
  - 2. 各業務の開始日: 特定事業促進円滑化業務 平成22年8月16日、事業再編促進円滑化業務 平成26年1月20日、事業適応促進円滑化業務 令和3年8月2日、開発供給 等促進円滑化業務 令和2年8月31日、事業基盤強化促進円滑化業務 令和3年8月24日、導入促進円滑化業務 令和3年8月24日、供給確保促進円滑化業務 令和5年 1月13日
  - 3. 事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付で「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」 (平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものです。

### ▼ 利子補給

	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和								
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業適応 促進円滑化業務	-	_	-	-	_	-	-	_	-	_	_	-	1	93	195

<sup>(</sup>注)利子補給の実績は、指定金融機関が令和6年11月末までに行った貸付けを対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年12月1日から翌年5月31 日までの期間を対象に7月31日までに、各年6月1日から11月30日までの期間を対象に翌年1月31日までに支給)。

# 財務の状況

## 株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本 政策金融公庫法第42条及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

### **第17期末**(令和7年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,925,270	借用金	14,024,431
現金	11	借入金	14,024,431
 預け金	7,925,259		555,916
有価証券	244,985	寄託金	18,953
国債	220,961	保険契約準備金	1,326,593
·····································	19,008	その他負債	29,017
株式	2,530	 未払費用	5,947
その他の証券	2,485	 契約負債	7,183
	23,907,898	前受収益	76
証書貸付	23,907,898		820
その他資産	42,607	 リース債務	5,130
前払費用	134	その他の負債	9,859
未収収益	19,628	賞与引当金	5,782
金融派生商品	956	役員賞与引当金	25
代理店貸	645	退職給付引当金	97,999
その他の資産	21,241	役員退職慰労引当金	68
有形固定資産	190,664	補償損失引当金	29,865
建物	46,708	支払承諾	28,267
土地	138,135	負債の部合計	16,116,921
リース資産	4,221	(純資産の部)	
建設仮勘定	933	資本金	11,768,625
その他の有形固定資産	665	資本剰余金	5,512,200
無形固定資産	46,887	経営改善資金特別準備金	181,500
ソフトウェア	31,911	資本準備金	5,330,700
リース資産	267	利益剰余金	△2,111,871
その他の無形固定資産	14,708	利益準備金	151,119
支払承諾見返	28,267	その他利益剰余金	△2,262,990
貸倒引当金	△1,100,826	繰越利益剰余金	△2,262,990
		株主資本合計	15,168,955
		その他有価証券評価差額金	△121
		評価•換算差額等合計	△121
		純資産の部合計	15,168,833
資産の部合計	31,285,755	負債及び純資産の部合計	31,285,755

## 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

経常収益	629,051
資金運用収益	238,242
貸出金利息	228,261
有価証券利息配当金	739
預け金利息	9,240
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,330
損害担保補償料	3,067
その他の役務収益	262
保険引受収益	324,022
保険料	155,419
責任共有負担金収入	12.224
保険契約準備金戻入額	156,377
その他業務収益	307
金融派生商品収益	307
政府補給金収入	57,938
一般会計より受入	57,740
特別会計より受入	197
その他経常収益	5,209
	827
株式等売却益	213
その他の経常収益	4,168
経常費用	829,798
<b>資金調達費用</b>	30,956
	26
借用金利息	27,960
社債利息	2,969
- 11度刊忌 役務取引等費用	2,759
その他の役務費用	2,759
保険引受費用	369,780
保険金	439,044
回収金	439,044 △69,263
その他業務費用	11.168
	7 7 7
外国為替売買損	
社債発行費償却	
利子補給金	10,338
営業経費	147,324
その他経常費用	267,808
貸倒引当金繰入額	205,009
補償損失引当金繰入額	20,164
貸出金償却	32,639
その他の経常費用	9,995
経常損失	200,746
特別利益	38
固定資産処分益	38
特別損失	150
固定資産処分損 	132
減損損失	17
当期純損失	200,858

## 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	(単位:											
				株主	資本				評価・換算	算差額等		
			資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	経営改善 資金特別 準備金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価·換算 差額等 合計	純資産 合計	
当期首残高	11,768,477	181,500	5,284,100	5,465,600	3,216	△1,914,195	△1,910,979	15,323,099	112	112	15,323,211	
当期変動額												
新株の発行	147		46,600	46,600				46,747			46,747	
準備金繰入					149,743	△149,743	_	-			_	
準備金取崩					△1,840	1,840	-	-			_	
国庫納付						△34	△34	△34			△34	
当期純損失						△200,858	△200,858	△200,858			△200,858	
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)									△233	△233	△233	
当期変動額合計	147	_	46,600	46,600	147,902	△348,794	△200,892	△154,144	△233	△233	△154,378	
当期末残高	11,768,625	181,500	5,330,700	5,512,200	151,119	△2,262,990	△2,111,871	15,168,955	△121	△121	15,168,833	

### 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

### 4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

### 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は477,401百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する 貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

### (2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引

当公庫は、指定金融機関と損害担保契約を締結し損害担保補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に 損失が発生した場合において、一定割合の補塡を行う義務を負っています。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間 にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識しております。

### 8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

### ①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

85

### ②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定す る支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影 響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

- 1. 貸倒引当金
  - (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 1,100,826百万円
  - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - イ 国民一般向け業務勘定

### (イ)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。 算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的に は、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定 しております。このうち、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて返済猶予を 実施した債務者の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、将来発生する と予想される損失額を追加的に見積もっております。

### (口)主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は弱まっているものの、経済情勢の変化もあり、債務者 の信用リスクに与える影響については引き続き不透明です。そのため、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付 や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症等の影響により返済猶予した債務者に ついては、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えら れることから、過去に返済猶予した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要 な修正を行っております。

### (ハ)翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見 積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能 性があります。

### ロ 農林水産業者向け業務勘定

### (イ)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。 算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能 力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に 基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

### (ロ)主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計 画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信 用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

### (ハ)翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見 積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能 性があります。

### ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

### (イ)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針1「6 引当金の計上基準1「(1)貸倒引当金1に記載しております。 算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能 力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に 基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、実績率については、リスク特性を踏まえ、資本性劣後ローン債権とそれ以外の債権にグルーピングを行 い、予想損失額の算定を行っております。また、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相 当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

### (ロ)主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計 画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信 用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

### (ハ)翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見 積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能 性があります。

### 2. 保険契約準備金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 保険契約準備金 1,326,593百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### イ 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」「8 保険契約準備金の計上基準」に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制 度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の 保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金(責任準備金及び支払備金)を計算 しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合 には当該額を追加して計上しております。

### □ 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しておりま す。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としており、 当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

### ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見 積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能 性があります。

### 3. 補償損失引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 補償損失引当金 29,865百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### イ 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6 引当金の計上基準」「(2)補償損失引当金」に記載しており ます。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実 施したうえで、グループごとの予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

予想損失率の算出にあたっては、当事業年度の補償金支払状況を踏まえ、中小・中堅企業向け損害担保取引のう ち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについて、必要な修正を加えております。

### ロ 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動がないことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予 想損失率を算出しております。

ただし、当事業年度の補償金支払状況を踏まえると、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来 前かつ貸出条件緩和をしていないグループについては、当事業年度の補償金支払状況が今後も続くと仮定し、予想 損失率について必要な修正を行っております。

### ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積り に用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性が あります。

### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計 基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

### 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースに ついて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本 的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのでは なく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、 基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リース であるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債 に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### 注記事項

### (貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 2,530百万円
- 2. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 33.738百万円 危険債権額 1,040,591百万円 要管理債権額 1,513,337百万円 3月以上延滞債権額 1,282百万円 貸出条件緩和債権額 1,512,055百万円 小計額 2,587,667百万円 21,366,249百万円 正常債権額 合計額 23.953.916百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに進ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は93,068百万円であります。

4. コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は14,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,662百万円あります。

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の 条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 5. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を社債555,916百万円の一般担保に供しております。
- 6. 有形固定資産の減価償却累計額

52,811百万円

7. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(34,073件) 1,244,368百万円 補償損失引当金 29,865百万円 差引額 1,214,503百万円

8. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

2. 関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額 0百万円

### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	21,851,825,305,741	46,747,743,000	_	21,898,573,048,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 46,747,743,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的とし て、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)につ いても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険 等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うことと されております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行に よって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資 する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行 うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行ってお ります。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的か ら、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向 け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金 によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に 対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補塡を行うもの)、③利子補給(当公 庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。 当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間 を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を 行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編を行う認定事業者等、事業適応を行う認定 事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船 舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行 う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期 間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク 等は次のとおりであります。

### イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。 (イ)信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格 等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用い た管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定 の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によって は、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関 係費用が増加する可能性があります。

### (ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、 すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを 負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資 金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク 管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

### □ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあ ります。

### (イ)信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権 の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今 後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

#### (ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

#### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

#### (イ)信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④ 民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

#### (ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なりスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

### 二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

### (イ)信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

### (ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

### ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

### (イ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

### (ロ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

### へ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

### (イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

### (ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

#### ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

#### (イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業 務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務及び供給確保促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信 用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

#### (ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務 勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりま せん。

#### (ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定 的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリ スクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、こ れを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### (イ)信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(ii) 信用リ スク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク 管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。 具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はも とより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

### (ii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店に よる一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施の ほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の 開示にも積極的に利用しております。

### (iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォ リオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づき チューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リス クの計量化に取り組んでおります。

### (ロ)市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性が あります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リス クの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債 相殺後の純額(資産側)の時価は81,035百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、77,986 百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を 考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を 確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

### □ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

### (イ)信用リスクの管理

当業務では、(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

### (i)個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査し ます。特に、返済の確実性については、業種 (農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資 効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図って おります。

### (ii)信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上

に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度 を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

#### (iii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

#### (iv)信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

#### (ロ)市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は9,744百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、8,949百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

### ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### (イ)信用リスクの管理

#### (i)個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、 申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。 特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

### (ii)信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

### (iii)自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

### (iv)信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

### (v)証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

### (ロ)市場リスクの管理

### (i)金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

### (ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。 為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引 は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

### (iii)市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

93

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融 負債相殺後の純額(資産側)の時価は90,642百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、 85,873百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変 数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性が あります。

#### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を 確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

#### 二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

### (イ)信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの 統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、 外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

#### (ロ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることに より、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「その他資産」、「社債」及び「その他負債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債 相殺後の純額(資産側)の時価は975百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、910百万円 減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮し ておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と 考えております。

#### ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

### (イ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努 めております。

### (ロ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に 努めております。

### へ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

### (イ)信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門 による監査を受けております。

### (ロ)市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達して おります。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」及び「社債」から 発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しておりま す。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

### ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

### (イ)信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門 による監査を受けております。

### (ロ)市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務にお ける貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フロー が一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	7,925,270	7,804,231	△121,038
満期保有目的の債券 その他有価証券 (3)貸出金 貸倒引当金 <sup>(*1)</sup>	220,975 18,995 23,907,898 △1,098,724	215,903 18,995	△5,071 -
	22,809,174	22,418,041	△391,132
資産計	30,974,414	30,457,171	△517,243
(1)借用金(2)社債	14,024,431 555,916	13,535,016 549,991	△489,414 △5,924
負債計	14,580,348	14,085,008	△495,339
デリバティブ取引 <sup>(*2)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	136	136	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	136	136	_

<sup>(\*1)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 <sup>(*1)</sup>	2,530
組合出資金(*2)	2,485

<sup>(\*1)</sup>非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*1)</sup>	2,661,259	2,500,000	2,150,000	314,000	300,000	_
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	13 7,023	_ 12,092	200,000			21,068 -
貸出金(*2)	3,872,250	6,502,702	4,985,006	3,367,653	2,790,427	2,094,841
合計	6,540,546	9,014,795	7,335,006	3,681,653	3,090,427	2,115,909

<sup>(\*1)</sup>預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### (注3) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金(*)	2,866,001	3,962,494	2,880,030	1,726,472	1,689,707	899,725
社債	110,000	230,900	130,000	85,000	_	-
合計	2,976,001	4,193,394	3,010,030	1,811,472	1,689,707	899,725

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場 価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

<sup>(\*2)</sup>その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

<sup>(\*2)</sup>組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

<sup>(\*2)</sup>貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない295,016百万円は含めておりません。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
[	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券 その他有価証券						
社債   デリバティブ取引	_	_	18,995	18,995		
クレジット・デリバティブ	_	_	956	956		
資産計	_	_	19,951	19,951		
デリバティブ取引 通貨関連 クレジット・デリバティブ	_ _	14 —	_ 805	14 805		
負債計	_	14	805	820		

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金 有価証券 満期保有目的の債券	_	7,804,231	_	7,804,231		
国債	215,889	_ 13		215,889		
貸出金	_	2,616,802	19,801,239	22,418,041		
資産計	215,889	10,421,047	19,801,239	30,438,176		
借用金 社債		13,528,323 549,991	6,692 -	13,535,016 549,991		
負債計	_	14,078,315	6,692	14,085,008		

### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資 産

### (1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おり、レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて 時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定における社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これは、複数の 金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券でありますが、裏付資産となる債務者個々の財務 データを継続して入手できる仕組みになっておりません。そのため、外部格付に基づきリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・ レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

### イ 国民一般向け業務勘定

貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達 成型金利)を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスク フリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります が、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定 しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時 価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

### ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金については、農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付を除き、すべて固定金利であり、 債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付については、債務者の事業実績等に基づいて適用す る利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

### ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金については、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標し・ ト)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証 書貸付(創業後目標達成型金利)を除き、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定 該当事項はありませか。

### 木 危機対応円滑化業務勘定

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### へ 特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### <u>負</u>債

### (1) 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、当該取引の特性から、要求に応じ直ちに支払うことを想定し、帳簿価額を時価とみなしております。

また、農林水産業者向け業務勘定における一般会計借入金については、無利息であり、一定の期間ごとに区分した当該一般会計借入金の元金について必要な修正を加えたうえ、リスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終元金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、償還を迎えた当該借用金の実績金利を勘案して利金を算出し、償還期間ごとに区分した当該借用金の元利金額に対応するリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### (2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約取引については、時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

農林水産業者向け業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、決算日における信用格付に応じてリスク修正を行ったプレミアム及びクレジット・イベントの発生によって見込まれる補償金をリスクフリー・レート (国債の指標レート) で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照債務としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっていないため、取引内容や発生したクレジット・イベント等に応じてリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

### (注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和7年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%-0.15%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.11%-100.00%

### (2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益(令和7年3月31日)

		当事業年度 評価·換算		購入、売却、	レベル3の	レベル3の		当事業年度の損益に 計上した額のうち
	期首残高	損益に計上(*1)	評価・換算 差額等に 計上 <sup>(*2)</sup>	発行及び 決済の純額	時価への 振替	時価からの振替	期末残高	貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益(*1)
有価証券								
その他有価証券								
社債	20,223	_	△76	△1,151	_	_	18,995	_
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ <sup>(*3)</sup>	64	87	_	_	_	_	151	73

- (\*1)損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。
- (\*2)貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (\*3)金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

#### (3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性 及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、契約金額又は補償金を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下) は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を	国債	220,961	215,889	△5,071
超えないもの	社債	13	13	_
合計		220,975	215,903	△5,071

### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(令和7年3月31日現在)

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式	2,530

### その他有価証券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原	社債	18,995	19,116	△121
価を超えないもの	その他	309,800	309,800	_
合計		328,795	328,916	△121

### (注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	0
組合出資金	2,485

### 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4	2	_
その他	66	66	_
승計	70	69	_

### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

### (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下 の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	161,347百万円
勤務費用	5,671
利息費用	1,774
数理計算上の差異の発生額	△10
退職給付の支払額	△7,628
過去勤務費用の発生額	_
その他	
退職給付債務の期末残高	161,154

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

平並具性の朔目残高と朔木残高の調金衣	
年金資産の期首残高	72,521百万円
期待運用収益	1,450
数理計算上の差異の発生額	△2,657
事業主からの拠出額	3,143
退職給付の支払額	△3,205
その他	
年金資産の期末残高	71,252

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務 71,489百万円 △71,252 年金資産 236 非積立型制度の退職給付債務 89,664 未積立退職給付債務 89.901 未認識数理計算上の差異 6,879 未認識過去勤務費用 1,218 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 97,999 退職給付引当金 97.999 前払年金費用 97.999 貸借対照表に計上された負債と資産の純額

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	5,671百万円
利息費用	1,774
期待運用収益	△1,450
数理計算上の差異の費用処理額	1,446
過去勤務費用の費用処理額	△345
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	7,097

### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

1.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率 1.6%~6.8%

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は392百万円であります。

### (持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 2,530百万円 持分法を適用した場合の投資の金額 2,389百万円 持分法を適用した場合の投資損失の金額 129百万円

### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当公庫における顧客との契約から生じる収益は、危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引に係る収益であります。損害担保取引に係る収益は、補償 契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識し、損益計算書上の「損害担保補償料」に全額計上しており、顧客との契約から生じる収益 を分解した情報に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」「7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 契約負債は、指定金融機関から契約時に一括して徴収した損害担保補償料のうち、当事業年度の末日において履行義務を充足していない残高を計上して おります。当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,001百万円であります。
  - (2) 当事業年度の末日における残存の履行義務に配分した取引価格の総額は、7,183百万円であります。残存の履行義務について収益認識が見込まれる金 額及び期間は、以下のとおりであります。

···		
	当事業年度	
1年以内	1,440	
1年超	5,743	
合計	7,183	

### (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
				増資の引受 <sup>(注3)</sup>	46,724	_	_			
				政府補給金収入	10,396	_	_			
				資金の受入 <sup>(注4)</sup>	1,525,160	借入金	13,889,964			
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1, 2)</sup> 被所有 直接98.44%	被所有	被所有	被所有 直接98.44%	被所有 直接98.44%	被所有 直接98.44% 政策金融行政	借入金の返済	3,283,077	旧八亚	13,009,904
土安怀土		(財務大足) 温水	(財務大臣)(注1,2)				.44% 以來並附行以	借入金利息の支払	27,960	未払費用
				_	資金の預託 <sup>(注5)</sup>	5,605,600	預け金	7.076.900		
					資金の払戻	6,219,600	対り並	7,070,900		
				社債への被保証 <sup>(注6)</sup>	270,021	_	_			

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。 厚生労働省(厚生労働大臣) 0.02%

農林水産省(農林水産大臣) 0.18% 経済産業省(経済産業大臣) 1.35% 厚生労働省 政府補給金収入 2,138百万円 農林水産省 政府補給金収入 29,813百万円 展が小年目 以が開始立収入 経済産業省 政府補給金収入 資源エネルギー庁 政府補給金収入 中小企業庁 政府補給金収入 国土交通省 政府補給金収入 249百万円 0百万円 15,311百万円 7百万円 農林水産省 借入金の返済 1,212百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

- 6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円69銭 1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

### (重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和7年6月3日開催の取締役会決議により、次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式を発行予定です。 新株式の発行の概要

### 1. 農林水産事業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式64,000,000株	
発行価額	1株につき1円	
発行価額の総額	64,000,000円	
資本組入額	1株につき1円	
資本準備金組入額	1株につき0円	
資本組入額の総額	64,000,000円	
資本準備金組入額の総額	0円	
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで	
資金の使途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの	

### 2. 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式46,100,000,000株	
発行価額	1株につき1円	
発行価額の総額	46,100,000,000円	
資本組入額	1株につき0円	
資本準備金組入額	1株につき1円	
資本組入額の総額	0円	
資本準備金組入額の総額	46,100,000,000円	
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで	
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの	

### 3. 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式10,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	10,000,000円
資本組入額	1株につき1円
資本準備金組入額	1株につき0円
資本組入額の総額	10,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

# 国民生活事業国民一般向け業務勘定

## **第17期末**(令和7年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	87,414	借用金	4,809,224
現金	7	借入金	4,809,224
 預け金	87,407	社債	225,021
貸出金	10,096,650	その他負債	11,065
	10,096,650	 未払費用	2,457
その他資産	11,547	 リース債務	3,172
前払費用	123	 その他の負債	5,435
未収収益	7,494	賞与引当金	3,529
代理店貸	360	役員賞与引当金	8
	3,568	退職給付引当金	59,377
有形固定資産	92,968	役員退職慰労引当金	24
建物	26,100	負債の部合計	5,108,251
土地	63,545	(純資産の部)	
リース資産	2,607		5,790,633
建設仮勘定	289	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	425	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	25,250	利益剰余金	△1,207,623
ソフトウェア	15,996	その他利益剰余金	△1,207,623
	167	繰越利益剰余金	△1,207,623
その他の無形固定資産	9,085	株主資本合計	4,764,510
貸倒引当金	△441,068	純資産の部合計	4,764,510
資産の部合計	9,872,762	負債及び純資産の部合計	9,872,762

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	143,301
資金運用収益	128,016
	127,960
	55
政府補給金収入	13,621
一般会計より受入	13,621
その他経常収益	1,664
償却債権取立益	548
その他の経常収益	1,115
経常費用	303,317
資金調達費用	6,197
コールマネー利息	16
借用金利息	5,884
社債利息	296
役務取引等費用	585
その他の役務費用	585
その他業務費用	101
社債発行費償却	101
営業経費	88,719
その他経常費用	207,713
貸倒引当金繰入額	178,465
貸出金償却	28,939
その他の経常費用	308
経常損失	160,015
特別利益	37
固定資産処分益	37
特別損失	150
固定資産処分損	132
減損損失	17
当期純損失	160,128

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

			(半位・日月日)				
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	経営改善資金 資本剰余金		その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
		特別準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	5,790,568	181,500	181,500	△1,047,494	△1,047,494	4,924,573	4,924,573
当期変動額							
新株の発行	65					65	65
当期純損失				△160,128	△160,128	△160,128	△160,128
当期変動額合計	65	_	_	△160,128	△160,128	△160,062	△160,062
当期末残高	5,790,633	181,500	181,500	△1,207,623	△1,207,623	4,764,510	4,764,510

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 重要な会計方針

# 1 固定資産の減価償却の方法

# (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

# 2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

# 3 引当金の計上基準

# (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は329,597百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する 貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

# (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰

属する額を計上しております。

# (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

# (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益

処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法に

より按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

# 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 441,068百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「3 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定しております。このうち、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて返済猶予を実施した債務者の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

#### (2) 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は弱まっているものの、経済情勢の変化もあり、債務者の信用リスクに与える影響については引き続き不透明です。そのため、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症等の影響により返済猶予した債務者については、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えられることから、過去に返済猶予した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースに

ついて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

# 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 19,713百万円 危険債権額 128,338百万円 要管理債権額 1,160,423百万円 3月以上延滞債権額 107百万円 1,160,316百万円 貸出条件緩和債権額 小計額 1,308,475百万円 正常債権額 8.795.773百万円 合計額 10,104,248百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に 該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
  - なお、当事業年度末における未実行残高は698百万円であります。
- 3. 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号) 第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債 (うち、当業務勘定の発行する 社債は225,021百万円)の一般担保に供しております。
- 4. 有形固定資産の減価償却累計額 29,815百万円
- 5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類 当事業		当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	普通株式	5,972,068,198,000	65,743,000	_	5,972,133,941,000

# (注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 65,743,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信田ロフク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、 当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク 計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は81,035百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、77,986百万円減

少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)貸出金 貸倒引当金 <sup>(*)</sup>	87,414 10,096,650 △440,756	87,414	_
	9,655,894	9,287,735	△368,159
資産計	9,743,308	9,375,149	△368,159
(1)借用金 (2)社債	4,809,224 225,021	4,693,207 220,459	△116,016 △4,562
負債計	5,034,245	4,913,666	△120,579

(\*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*1)	87,407	_	_	_	_	-
貸出金 <sup>(*2)</sup>	1,685,105	3,078,664	2,414,793	1,406,529	1,035,197	328,427
合計	1,772,512	3,078,664	2,414,793	1,406,529	1,035,197	328,427

- (\*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,932百万円は含めておりません。

# (注2) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金 <sup>(*)</sup>	1,320,997	1,604,948	983,255	345,732	417,569	136,723
社債	65,000	100,000	10,000	50,000	_	_
合計	1,385,997	1,704,948	993,255	395,732	417,569	136,723

<sup>(\*)</sup>借用金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金は「1年以内」に含めております。

#### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場 価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

豆丛	時価							
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
現金預け金貸出金		87,414 -	– 9,287,735	87,414 9,287,735				
資産計	_	87,414	9,287,735	9,375,149				
借用金 社債		4,693,207 220,459		4,693,207 220,459				
負債計	_	4,913,666	_	4,913,666				

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

# 資産

#### <u>----</u> (1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 貸出金

貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。 これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

#### 自 債

#### (1) 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、一般会計借入金については、当該取引の特性から、要求に応じ直ちに支払うことを想定し、帳簿価額を時価とみなしております。

#### (2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

#### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

# 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	99,527百万円
勤務費用	3,450
利息費用	1,094
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△4,478
過去勤務費用の発生額	_
その他	21_
退職給付債務の期末残高	99,604

# (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	44,993百万円
期待運用収益	900
数理計算上の差異の発生額	△1,690
事業主からの拠出額	1,920
退職給付の支払額	△1,978
その他	7_
年金資産の期末残高	44,152

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	44,299百万円
年金資産	<u>△44,152</u>
	146
非積立型制度の退職給付債務	55,305_
未積立退職給付債務	55,451
未認識数理計算上の差異	3,088
未認識過去勤務費用	837_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,377
退職給付引当金	59,377
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,377

# (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

<b>巡戦和刊复用及しての内託項目の並領</b>	
勤務費用	3,450百万円
利息費用	1,094
期待運用収益	△900
数理計算上の差異の費用処理額	1,206
過去勤務費用の費用処理額	△316
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	4.535

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式 28% 債券 61% 一般勘定 11% 現金及び預金 1% 合計 100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率 1.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率  $1.6\% \sim 5.7\%$ 

#### 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は240百万円であります。

# (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 財務省 被所有 直接99.91% 政策领		被所有	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注3)</sup>	50	_	_
				政府補給金収入	10,339	_	_
				資金の受入 <sup>(注4)</sup>	850,000	#14	4.677.924
		直接99.91%		借入金の返済	1,584,265	借入金	4,077,924
		借入金利息の支払	5,884	未払費用	1,793		
				社債への被保証 <sup>(注5)</sup>	135,021	_	_

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.09% 2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 厚生労働省 増資の引受 15百万円 2,138百万円

政府補給金収入 中小企業庁 政府補給金収入 1,143百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
- 5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円79銭 1株当たりの当期純損失金額 0円2銭

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 農林水産事業農林水産業者向け業務勘定

# 第**17期末**(令和7年3月31日現在)**貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	102,246	借用金	2,974,250
	0	借入金	2,974,250
	102,246	社債	164,995
有価証券	5,015	寄託金	18,953
株式	2,530	その他負債	3,664
その他の証券	2,485	未払費用	2,256
貸出金	3,522,977	金融派生商品	76
証書貸付	3,522,977	リース債務	585
その他資産	6,614	その他の負債	745
前払費用	4	賞与引当金	697
未収収益	5,988	役員賞与引当金	8
金融派生商品	2	退職給付引当金	11,582
代理店貸	285	役員退職慰労引当金	19
その他の資産	334	負債の部合計	3,174,171
有形固定資産	33,356	(純資産の部)	
建物	7,586	資本金	457,799
土地	24,922	利益剰余金	3,944
リース資産	479	利益準備金	801
建設仮勘定	282	その他利益剰余金	3,143
その他の有形固定資産	85	繰越利益剰余金	3,143
無形固定資産	6,460	株主資本合計	461,744
ソフトウェア	5,856		
	32		
その他の無形固定資産	571		
貸倒引当金	△40,755	純資産の部合計	461,744
資産の部合計	3,635,916	負債及び純資産の部合計	3,635,916

# **第17期**(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	52,653
資金運用収益	22,385
貸出金利息	22,223
預け金利息	161
その他の受入利息	0
その他業務収益	39
金融派生商品収益	39
政府補給金収入	29,774
一般会計より受入	29,772
特別会計より受入	1
その他経常収益	453
償却債権取立益	123
その他の経常収益	329
圣常費用	49,510
資金調達費用	17,025
コールマネー利息	0
借用金利息	14,689
社債利息	2,335
役務取引等費用	1,881
その他の役務費用	1,881
その他業務費用	27
社債発行費償却	27
営業経費	19,017
その他経常費用	11,558
貸倒引当金繰入額	11,331
貸出金償却	86
その他の経常費用	140
経常利益	3,142
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純利益	3,143

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

資本			利益剰余金			純資産 合計	
	資本金		その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		利益準備金 繰越 合計		合計			
当期首残高	457,735	2,642	△1,840	801	458,537	458,537	
当期変動額							
新株の発行	64				64	64	
準備金取崩		△1,840	1,840	_	_	_	
当期純利益			3,143	3,143	3,143	3,143	
当期変動額合計	64	△1,840	4,983	3,143	3,207	3,207	
当期末残高	457,799	801	3,143	3,944	461,744	461,744	

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 重要な会計方針

# 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

# 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

# 3 固定資産の減価償却の方法

# (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物2年~50年その他2年~20年

# (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

# 4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

# 5 引当金の計上基準

# (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,309

百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する 貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

# (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

# (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から掲益処理

# (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

# 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 40,755百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

#### 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

# 注記事項

#### (貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 2,530百万円
- 2. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

4,139百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 危険債権額 126.710百万円 192.767百万円 要管理債権額 3月以上延滞債権額 1,174百万円 貸出条件緩和債権額 191,593百万円 小計額 323,617百万円 正常債権額 3,205,349百万円 合計額 3.528.966百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は61,831百万円であります。

- 4. 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債 (うち、当業務勘定の発行する 社債は164,995百万円)の一般担保に供しております。
- 5. 有形固定資産の減価償却累計額 7,494百万円
- 6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

2. 関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額 0百万円

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	457,735,700,000	64,000,000	_	457,799,700,000

#### (注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 64,000,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

# イ 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林 漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分 的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i)個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。 特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査 し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii)信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。 このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

# (iii)自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

#### (iv)信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

#### ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は9,744百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、8,949百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。 また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)貸出金 貸倒引当金 <sup>(*1)</sup>	102,246 3,522,977 △40,742	102,246	_
	3,482,235	3,378,783	△103,451
資産計	3,584,481	3,481,029	△103,451
(1)借用金 (2)社債	2,974,250 164,995	2,844,861 166,422	△129,388 1,427
負債計	3,139,245	3,011,283	△127,961
デリバティブ取引 <sup>(*2)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(74)	(74)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	(74)	(74)	_

- (\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、( )で表示しております。

#### (注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 <sup>(*1)</sup>	2,530
組合出資金(*2)	2,485

- (\*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

# (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*1)</sup>	102,246	_	_	_	_	_
貸出金(*2)	418,550	730,249	562,741	439,774	492,458	752,514
合計	520,796	730,249	562,741	439,774	492,458	752,514

(\*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない126,687百万円は含めておりません。

# (注3) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	394,315	673,970	546,650	421,558	408,116	529,639
社債	10,000	50,000	70,000	35,000	_	_
合計	404,315	723,970	616,650	456,558	408,116	529,639

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場

価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価						
<b>区</b> 刀	レベル1 レベル2		レベル3	合計			
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	_	_	2	2			
資産計	_	_	2	2			
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	_	_	76	76			
負債計	_	_	76	76			

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金貸出金	_ _	102,246 —	_ 3,378,783	102,246 3,378,783		
資産計	_	102,246	3,378,783	3,481,029		
借用金 社債		2,841,975 166,422	2,885 —	2,844,861 166,422		
負債計	_	3,008,398	2,885	3,011,283		

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### <u>資</u>産

# (1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 貸出金

貸出金については、農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付については、債務者の事業実績等に基づいて適用する 利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。 これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

# <u>負</u>債

#### (1) 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、一般会計借入金については、無利息であり、一定の期間ごとに区分した当該一般会計借入金の元金について必要な修正を加えたうえ、リスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### (2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引

クレジット・デフォルト・スワップについては、決算日における信用格付に応じてリスク修正を行ったプレミアム及びクレジット・イベントの発生によって見込まれる補償金をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

# (注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和7年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.70%-100.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当事業年度 評価・換算 損益に計上(*1)		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当事業年度の損益に 計上した額のうち 貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益(*1)
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ <sup>(*2)</sup>	△73	△0	_	_	_	_	△74	△14

- (\*1)損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。
- (\*2)金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

# (3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、補償金を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(令和7年3月31日現在)

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式	2,530

### 2. その他有価証券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	27,800	27,800	-

# (注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
組合出資金	2,485

# (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

# (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

# 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,100百万円
勤務費用	683
利息費用	210
数理計算上の差異の発生額	15
退職給付の支払額	△1,176
過去勤務費用の発生額	_
その他	13_
退職給付債務の期末残高	18,847_

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

)	年並具性の朔目残高C朔木残高の調金衣 マルスティー	
	年金資産の期首残高	8,424百万円
	期待運用収益	168
	数理計算上の差異の発生額	△306
	事業主からの拠出額	369
	退職給付の支払額	△371
	その他	△0_
	年金資産の期末残高	8,283

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務 8,311百万円 △8,283 年金資産 27 非積立型制度の退職給付債務 10,536 未積立退職給付債務 10,563 未認識数理計算上の差異 869 未認識過去勤務費用 148 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 11,582 退職給付引当金 11,582 前払年金費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 11,582

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	683百万円
利息費用	210
期待運用収益	△168
数理計算上の差異の費用処理額	145
過去勤務費用の費用処理額	△49
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	820

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

# ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

1.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率 1.7%~6.8%

#### 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は46百万円であります。

# (持分法損益等関係)

2,530百万円 関連会社に対する投資の金額 持分法を適用した場合の投資の金額 2,389百万円 持分法を適用した場合の投資損失の金額 129百万円

# (関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高		
				増資の引受 <sup>(注3)</sup>	64	_	-		
主要株主	財務省	被所有 直接91.48%		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	TASS 全面 (二)	資金の受入 <sup>(注4)</sup>	330,000	借入金	2.971.083
土安休土	(財務大臣)(注1、2)				直接91.48%	以來並附行以	以來並附1]以	借入金の返済	434,125
				借入金利息の支払	14,689	未払費用	1,518		

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 8.52%
2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 農林水産省 政府補給金収入 29,774百万円 借入金の返済 1,212百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000(注1、2)	_	-

- (注) 1.株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯 債務であります。 なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。 2.連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

# (1株当たり情報)

1円0銭 1株当たりの純資産額 1株当たりの当期純利益金額 0円0銭

# (重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和7年6月3日開催の取締役会決議により、次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式を発行予定です。 新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式64,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	64,000,000円
資本組入額	1株につき1円
資本準備金組入額	1株につき0円
資本組入額の総額	64,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで
資金の使途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの

# 中小企業事業中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

# 第**17期末**(令和7年3月31日現在)**貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	94,492	借用金	3,484,448
現金	3	借入金	3,484,448
預け金	94,488	社債	146,700
有価証券	13	その他負債	5,525
社債	13	未払費用	1,092
株式	0	前受収益	76
貸出金	7,531,761	金融派生商品	14
証書貸付	7,531,761	リース債務	1,173
その他資産	5,088	その他の負債	3,169
前払費用	6	賞与引当金	1,332
未収収益	4,056	役員賞与引当金	7
その他の資産	1,025	退職給付引当金	22,468
有形固定資産	47,381	役員退職慰労引当金	20
建物	10,202	支払承諾	28,267
土地	35,699	負債の部合計	3,688,769
リース資産	970	(純資産の部)	
建設仮勘定	361	資本金	4,047,651
その他の有形固定資産	147	利益剰余金	△636,710
無形固定資産	11,709	その他利益剰余金	△636,710
ソフトウェア	6,669	繰越利益剰余金	△636,710
リース資産	56	株主資本合計	3,410,940
その他の無形固定資産	4,982		
支払承諾見返	28,267		
貸倒引当金	△619,002	純資産の部合計	3,410,940
資産の部合計	7,099,710	負債及び純資産の部合計	7,099,710

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	90,400
資金運用収益	75,084
	75,024
有価証券利息配当金	0
預け金利息	59
その他の受入利息	0
役務取引等収益	262
その他の役務収益	262
政府補給金収入	14,110
一般会計より受入	14,110
特別会計より受入	0
その他経常収益	943
償却債権取立益	154
株式等売却益	213
その他の経常収益	575
経常費用	61,337
資金調達費用	4,651
コールマネー利息	8
借用金利息	4,334
社債利息	308
役務取引等費用	53
その他の役務費用	53
その他業務費用	698
外国為替売買損	664
社債発行費償却	33
営業経費	33,869
その他経常費用	22,064
貸倒引当金繰入額	15,211
貸出金償却	3,613
その他の経常費用	3,238
経常利益	29,063
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純利益	29,064

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	株主資本				評価·換算		
	利益剰余金		削余金				純資産
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価·換算 差額等合計	合計
		繰越 利益剰余金	合計		61 IW/ <del>2.</del> 68.32		
当期首残高	4,047,643	△665,774	△665,774	3,381,868	157	157	3,382,025
当期変動額							
新株の発行	8			8			8
当期純利益		29,064	29,064	29,064			29,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△157	△157	△157
当期変動額合計	8	29,064	29,064	29,072	△157	△157	28,915
当期末残高	4,047,651	△636,710	△636,710	3,410,940	_	_	3,410,940

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 重要な会計方針

# 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については 時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

# 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

# 3 固定資産の減価償却の方法

# (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

# (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

#### 4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

# 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

# 6 引当金の計上基準

# (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき

損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は123.495百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

# (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

# (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

# (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

# 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 619.002百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、実績率については、リスク特性を踏まえ、資本性劣後ローン債権とそれ以外の債権にグルーピングを行い、予想 損失額の算定を行っております。また、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収 が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

#### (2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合

理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

# 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

# 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

# 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びごれらに準ずる債権額 9.885百万円 **合**降 信 権 額 785,542百万円 要管理債権額 160,146百万円 3月以上延滞債権額 一百万円 貸出条件緩和債権額 160,146百万円 小計額 955.574百万円 正常債権額 6,608,509百万円 7,564,084百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に 該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
  - なお、当事業年度末における未実行残高は30,539百万円であります。
- 3. コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は14,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,662百万円あります。

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の 条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 4. 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する 社債は146,700百万円)の一般担保に供しております。
- 5. 有形固定資産の減価償却累計額 11,884百万円
- 6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務 (エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,047,643,000,000	8,000,000	_	4,047,651,000,000

#### (注)変動事中の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 8,000,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

### イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

#### ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、 当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

#### ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 信用リスクの管理

#### (i)個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、 償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに 努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

#### (ji)信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

#### (iii)自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

#### (iv)信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

### (v)証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

#### ロ 市場リスクの管理

#### (i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

#### (ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、 実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

#### (iii)市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は90,642百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、85,873百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

# (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	94,492	94,492	_
満期保有目的の債券	13	13	_
(3)貸出金 貸倒引当金 <sup>(*1)</sup>	7,531,761 △617,225		
	6,914,535	7,134,720	220,185
資産計	7,009,041	7,229,226	220,185
(1)借用金(2)社債	3,484,448 146,700	3,362,276 144,266	△122,171 △2,433
負債計	3,631,148	3,506,543	△124,604
デリバティブ取引 <sup>(*2)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	(14)	(14)	_

- (\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2)その他資産負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、( )で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	0

<sup>(\*)</sup> 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

# (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*1)</sup>	94,488	_	_	_	_	_
有価証券 満期保有目的の債券	13	_	_	_	_	_
貸出金 <sup>(*2)</sup>	1,208,561	1,889,986	1,383,275	1,237,203	934,726	857,611
合計	1,303,063	1,889,986	1,383,275	1,237,203	934,726	857,611

- (\*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない20,395百万円は含めておりません。

# (注3) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	590,656	879,775	725,929	675,035	535,977	77,076
社債	35,000	61,700	50,000	_	_	_
合計	625,656	941,475	775,929	675,035	535,977	77,076

#### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場 価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和7年3月31日)

区分		時価				
	رکا	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
	デリバティブ取引 通貨関連	-	14	_	14	
	負債計	_	14	_	14	

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金 有価証券 満期保有目的の債券	_	94,492	_	94,492		
社債	_	13	_	13		
貸出金	_	_	7,134,720	7,134,720		
資産計	_	94,505	7,134,720	7,229,226		
借用金 社債	_ _	3,358,468 144,266	3,807 —	3,362,276 144,266		
負債計	_	3,502,735	3,807	3,506,543		

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (3) 貸出金

固定金利が適用される貸出金については、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)を除き、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、 決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて 貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、 当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

# <u>負</u>債

# (1) 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終元金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、 償還を迎えた当該借用金の実績金利を勘案して利金を算出し、償還期間ごとに区分した当該借用金の元利金額に対応するリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### (2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約取引については、時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	13	13	_

# 2. その他有価証券(令和7年3月31日現在)

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	0

#### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4	2	_
その他	66	66	_
合計	70	69	_

# (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

# (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。)では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

#### 2. 確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	35,619百万円
勤務費用	1,302
利息費用	388
数理計算上の差異の発生額	23
退職給付の支払額	△1,624
過去勤務費用の発生額	_
その他	△250
退職給付債務の期末残高	35.458

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,731百万円
期待運用収益	313
数理計算上の差異の発生額	△550
事業主からの拠出額	735
退職給付の支払額	△707
その他	△59_
年金資産の期末残高	15,463

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

年金資産 <u>△1</u>	5,463 51
	51
非積立型制度の退職給付債務1	9,944
未積立退職給付債務 1	9,995
未認識数理計算上の差異	2,280
未認識過去勤務費用	192
貸借対照表に計上された負債と資産の純額2	2,468
退職給付引当金 2	2,468
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2	2,468

# (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

C 140101137011370 C 11101770 C 111017	
勤務費用	1,302百万円
利息費用	388
期待運用収益	△313
数理計算上の差異の費用処理額	103
過去勤務費用の費用処理額	17
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,499</u>

# (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

/牛业员庄目前ICM 9 0上6万叔CCV比平6、人0C6	77 (6)75 9 6
株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%_
合計	100%

# ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率1.1%②長期期待運用収益率2.0%③予想昇給率1.6%~5.9%

### 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は91百万円であります。

# (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		被所有	資金の受入 <sup>(注3)</sup>	345,000	#14	3.484.448	
主要株主			政策金融行政	借入金の返済	744,270	借入金	3,404,440
土安怀土		直接96.20%		借入金利息の支払	4,334	未払費用	889
			社債への被保証(注4)	135,000	-	_	

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
 経済産業省(経済産業大臣) 3.80%
 2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
 経済産業省 増資の引受 8百万円 資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円 中小企業庁 政府補給金収入 14,110百万円
 3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円84銭 1株当たりの当期純利益金額 0円0銭

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中小企業事業中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

# **第17期末**(令和7年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額 科目		金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,925	社債	19,200
預け金	3,925	その他負債	739
有価証券	40,142	未払費用	2
国債	21,147	金融派生商品	728
社債	18,995	その他の負債	8
その他資産	964	賞与引当金	2
前払費用	0	役員賞与引当金	0
未収収益	6	退職給付引当金	36
金融派生商品	954	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	3	負債の部合計	19,977
前払年金費用	1	(純資産の部)	
		資本金	24,476
		利益剰余金	702
		利益準備金	608
		その他利益剰余金	93
		繰越利益剰余金	93
		株主資本合計	25,178
		その他有価証券評価差額金	△121
		評価•換算差額等合計	△121
		純資産の部合計	25,056
資産の部合計	45,034	負債及び純資産の部合計	45,034

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	568
資金運用収益	214
有価証券利息配当金	214
預け金利息	0
その他業務収益	268
金融派生商品収益	268
その他経常収益	86
その他の経常収益	86
経常費用	475
資金調達費用	43
社債利息	43
役務取引等費用	238
その他の役務費用	238
その他業務費用	1
社債発行費償却	1
営業経費	106
その他経常費用	85
その他の経常費用	85
経常利益	93
当期純利益	93

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

		株主資本 評価·換算差額等			評価·換算差額等			
		利益剰余金					純資産	
	資本金	資本金	資本金	·华本	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価·換算 差額等合計	合計
		利益準備金	繰越 利益剰余金	合計		611四/王叔亚		
当期首残高	24,476	574	68	642	25,118	△44	△44	25,073
当期変動額								
準備金繰入		34	△34	_	_			_
国庫納付			△34	△34	△34			△34
当期純利益			93	93	93			93
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						△76	△76	△76
当期変動額合計	_	34	25	59	59	△76	△76	△16
当期末残高	24,476	608	93	702	25,178	△121	△121	25,056

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

# 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

# 3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

# 4 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査 部署が査定結果を監査しております。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

# (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

## 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースに

ついて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

- 1. 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する 社債は19,200百万円)の一般担保に供しております。
- 2. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	_	_	24,476,000,000

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

#### イ 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

ー 当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

#### ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「その他資産」、「社債」及び「その他負債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は975百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、910百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	3,925	3,925	_
満期保有目的の債券 その他有価証券	21,147 18,995	18,822 18,995	△2,324 -
資産計	44,067	41,743	△2,324
社債	19,200	18,843	△356
負債計	19,200	18,843	△356
デリバティブ取引 <sup>(*)</sup>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	226	226	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	226	226	_

<sup>(\*)</sup> その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

#### (注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*)</sup>	3,925	_	_	_	_	_
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	_ 7,023	_ 12,092	_ 0	_ _	_ _	21,068
合計	10,949	12,092	0	_	_	21,068

<sup>(\*)</sup>預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## (注2) 社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	_	19,200	_	_	_	_

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場 価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券				40.005			
社債   デリバティブ取引	_	_	18,995	18,995			
クレジット・デリバティブ	_	_	954	954			
資産計	_	_	19,949	19,949			
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	_	_	728	728			
負債計	_	_	728	728			

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価						
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
現金預け金 有価証券 満期保有目的の債券	_	3,925	_	3,925			
国債	18,822	_	_	18,822			
資産計	18,822	3,925	_	22,747			
社債	_	18,843	_	18,843			
負債計	_	18,843	_	18,843			

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

## (1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## (2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

ただし、社債 (特定資産担保証券) については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券でありますが、裏付資産となる債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっておりません。そのため、外部格付に基づきリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート (国債の指標レート) で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## <u>負</u>債

#### 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引

クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照債務としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者 個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっていないため、取引内容や発生したクレジット・イベント等に応じてリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

# (注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和7年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%-0.15%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.11%-7.69%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

		当事業年度 評価·換算		購入、売却、	レベル3の	レベル3の		当事業年度の損益に 計上した額のうち	
	期首残高			発行及び 決済の純額	時価への 振替	時価からの 振替	期末残高	貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益(*1)	
有価証券									
その他有価証券									
社債	20,223	_	△76	△1,151	_	_	18,995	_	
デリバティブ取引									
クレジット・ デリバティブ <sup>(*3)</sup>	137	88	_	_	_	_	226	88	

- (\*1)損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。
- (\*2)貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (\*3)金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

#### (3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

## (有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	21,147	18,822	△2,324

#### 2. その他有価証券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	社債	18,995	19,116	△121

## (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

#### (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	40百万円
勤務費用	3
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△1
過去勤務費用の発生額	_
その他	
退職給付債務の期末残高	39

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

. /	十並只任 <b>少</b> 然日/太阳C粉水/太阳少酮正长	
	年金資産の期首残高	11百万円
	期待運用収益	0
	数理計算上の差異の発生額	△0
	事業主からの拠出額	1
	退職給付の支払額	△0
	その他	△0_
	年金資産の期末残高	11

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	11百万円
年金資産	△11_
	0
非積立型制度の退職給付債務	28_
未積立退職給付債務	28
未認識数理計算上の差異	6
未認識過去勤務費用	△0_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34
退職給付引当金	36
前払年金費用	<u></u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
過去勤務費用の費用処理額	0
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	4

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

)   <u> </u>	300000000000000000000000000000000000000
株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%_
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率1.1%②長期期待運用収益率2.0%③予想昇給率2.7%~5.9%

## 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

## (1株当たり情報)

 1株当たりの純資産額
 1円2銭

 1株当たりの当期純利益金額
 0円0銭

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中小企業事業 信用保険等業務勘定

# 第**17期末**(令和7年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,625,259	保険契約準備金	1,326,593
 預け金	6,625,259	その他負債	1,572
有価証券	99,863	未払費用	30
 国債	99,863	リース債務	189
その他資産	18,543	その他の負債	1,352
前払費用	0	賞与引当金	208
未収収益	1,405	役員賞与引当金	1
	17,137	退職給付引当金	4,394
有形固定資産	16,951	役員退職慰労引当金	3
	2,818	負債の部合計	1,332,773
土地	13,968	(純資産の部)	
リース資産	156	資本剰余金	5,330,700
その他の有形固定資産	7	資本準備金	5,330,700
無形固定資産	3,301	利益剰余金	100,444
ソフトウェア	3,273	利益準備金	149,709
	9	その他利益剰余金	△49,265
その他の無形固定資産	18	繰越利益剰余金	△49,265
		株主資本合計	5,431,144
		純資産の部合計	5,431,144
資産の部合計	6,763,918	負債及び純資産の部合計	6,763,918

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日) 損益計算書

科目	金額
経常収益	331,249
資金運用収益	7,044
有価証券利息配当金	238
 預け金利息	6,805
保険引受収益	324,022
	155,419
責任共有負担金収入	12,224
保険契約準備金戻入額	156,377
その他経常収益	182
その他の経常収益	182
経常費用	380,514
保険引受費用	369,780
保険金	439,044
回収金	△69,263
	5,675
	5,058
その他の経常費用	5,058
経常損失	49,265
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純損失	49,265

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

							(単位・日月円)
	株主資本						
	資本類	則余金		利益剰余金			純資産
	資本	資本剰余金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計
	準備金	合計	準備金	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	5,284,100	5,284,100	_	149,709	149,709	5,433,810	5,433,810
当期変動額							
新株の発行	46,600	46,600				46,600	46,600
準備金繰入			149,709	△149,709	_	_	_
当期純損失				△49,265	△49,265	△49,265	△49,265
当期変動額合計	46,600	46,600	149,709	△198,974	△49,265	△2,665	△2,665
当期末残高	5,330,700	5,330,700	149,709	△49,265	100,444	5,431,144	5,431,144

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

# 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については 時価法により行っております。

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年~50年

その他 2年~15年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

## 3 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

# (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

# (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、保険契約準備金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 保険契約準備金 1,326,593百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」「4 保険契約準備金の計上基準」に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金(責任準備金及び支払備金)を計算しております。なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

## (2) 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。 その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としており、当事 業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

## 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのでは

なく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、 基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

- 1. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,610百万円
- 3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金5.032百万円が含まれております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9,901,847,407,741	46,600,000,000	_	9,948,447,407,741

#### (注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 46,600,000,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

#### イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

#### ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	6,625,259	6,513,212	△112,047
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	99,863	98,535	△1,328
資産計	6,725,123	6,611,747	△113,376

## (注)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*)</sup>	2,111,259	2,000,000	1,900,000	314,000	300,000	_
有価証券 満期保有目的の債券	_	_	100,000	_	_	_
合計	2,111,259	2,000,000	2,000,000	314,000	300,000	_

<sup>(\*)</sup>預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場

価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
<b>运</b> 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金	_	6,513,212	_	6,513,212		
有価証券 満期保有目的の債券						
国債	98,535	_	_	98,535		
資産計	98,535	6,513,212	_	6,611,747		

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## <u>資</u>産

#### \_\_\_\_ (1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# (2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	99,863	98,535	△1,328

#### 2. その他有価証券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	127,000	127,000	_

#### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,842百万円
勤務費用	221
利息費用	77
数理計算上の差異の発生額	△41
退職給付の支払額	△347
過去勤務費用の発生額	_
その他	248_
退職給付債務の期末残高	7,000

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,308百万円
期待運用収益	67
数理計算上の差異の発生額	△104
事業主からの拠出額	109
退職給付の支払額	△147
その他	60
年金資産の期末残高	3,293

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,304 白力
年金資産	△3,293
	10
非積立型制度の退職給付債務	3,695
未積立退職給付債務	3,706
未認識数理計算上の差異	649
未認識過去勤務費用	38_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,394
退職給付引当金	4,394
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,394

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	221百万円
利息費用	77
期待運用収益	△67
数理計算上の差異の費用処理額	△19
過去勤務費用の費用処理額	4
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	216

## (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式 28% 債券 61% 一般勘定 11% 現金及び預金 1% 合計 100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率 1.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率 1.6%~5.9%

## 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は13百万円であります。

## (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
	5 1364)	14-7-4		増資の引受(注1)	46,600	_	_			
主要株主	財務省   (財務大臣)	被所有				梭所有	資金の預託 <sup>(注2)</sup>	4,430,600	預け金	6 226 000
(財務人足)	直接 100%		資金の払戻	4,834,600	資リ並	6,326,900				

- (注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。 2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円54銭 1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

## (重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和7年6月3日開催の取締役会決議により、次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式を発行予定です。

新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式46,100,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	46,100,000,000円
資本組入額	1株につき0円
資本準備金組入額	1株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	46,100,000,000円
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

# 危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

# 第17期末(令和7年3月31日現在)貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,011,745	借用金	2,689,421
	1,011,745	借入金	2,689,421
有価証券	99,951	その他負債	7,335
 国債	99,951	未払費用	80
貸出金	2,689,421	契約負債	7,183
証書貸付	2,689,421	リース債務	6
その他資産	747	その他の負債	64
前払費用	0	賞与引当金	7
未収収益	649	役員賞与引当金	0
その他の資産	97	退職給付引当金	103
有形固定資産	5	役員退職慰労引当金	0
リース資産	5	補償損失引当金	29,865
無形固定資産	80	負債の部合計	2,726,732
ソフトウェア	34	(純資産の部)	
	0	資本金	1,447,658
その他の無形固定資産	45	利益剰余金	△372,431
前払年金費用	8	その他利益剰余金	△372,431
		繰越利益剰余金	△372,431
		株主資本合計	1,075,226
		純資産の部合計	1,075,226
資産の部合計	3,801,958	負債及び純資産の部合計	3,801,958

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) **損益計算書**

	(単位:日左
科目	金額
経常収益	10,914
資金運用収益	5,416
貸出金利息	2,972
有価証券利息配当金	286
預け金利息	2,157
役務取引等収益	3,067
損害担保補償料	3,067
政府補給金収入	154
一般会計より受入	154
その他経常収益	2,275
その他の経常収益	2,275
経常費用	34,642
資金調達費用	2,956
借用金利息	2,972
社債利息	△15
その他業務費用	10,143
社債発行費償却	1
	10,142
営業経費	212
その他経常費用	21,329
補償損失引当金繰入額	20,164
その他の経常費用	1,164
経常損失	23,728
当期純損失	23,728

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

		利益乗	<b>川</b> 余金			
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		繰越 利益剰余金				
当期首残高	1,447,648	△348,703	△348,703	1,098,944	1,098,944	
当期変動額						
新株の発行	10			10	10	
当期純損失		△23,728	△23,728	△23,728	△23,728	
当期変動額合計	10	△23,728	△23,728	△23,718	△23,718	
当期末残高	1,447,658	△372,431	△372,431	1,075,226	1,075,226	

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

# 1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法により行っております。

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

## 3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

# 4 引当金の計上基準

# (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

## (2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を

当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により損益

処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法に

より按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## 損害担保取引

当業務勘定は、指定金融機関と損害担保契約を締結し損害担保補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け 等に損失が発生した場合において、一定割合の補塡を行う義務を負っています。損害担保取引に係る収益は、補償契約 期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識しております。

#### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、補償損失引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 29,865百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「4 引当金の計上基準」「(2)補償損失引当金」に記載しております。 具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとの予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

予想損失率の算出にあたっては、当事業年度の補償金支払状況を踏まえ、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについて、必要な修正を加えております。

## (2) 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動がないことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

ただし、当事業年度の補償金支払状況を踏まえると、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについては、当事業年度の補償金支払状況が今後も続くと仮定し、予想損失率について必要な修正を行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

#### 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準 | 等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)に基づく債権は次のとおりであります。 なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

-百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 危険債権額 一百万円 一百万円 要管理債権額 3月以上延滞債権額 一百万円 貸出条件緩和債権額 一百万円 小計額 一百万円 正常債権額 2,689,500百万円 2.689.500百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、当業務勘定においては社債の残高はありません。
- 3. 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
- 4. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(34,073件) 1,244,368百万円 補償損失引当金 29,865百万円 差引額 1,214,503百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,447,648,000,000	10,000,000	_	1,447,658,000,000

#### (注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。 新株の発行による増加 10,000,000株

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うことと されております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補塡を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

#### イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

#### ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

#### ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

## ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	1,011,745	1,002,754	△8,991
満期保有目的の債券 (3)貸出金	99,951 2,689,421	98,532 2,551,378	△1,418 △138,042
資産計	3,801,117	3,652,665	△148,452
借用金	2,689,421	2,569,051	△120,369
負債計	2,689,421	2,569,051	△120,369

#### (注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*)</sup>	261,745	500,000	250,000	_	_	_
有価証券 満期保有目的の債券	_	_	100,000	_	_	_
貸出金	545,147	773,855	608,377	282,220	325,611	154,211
合計	806,892	1,273,855	958,377	282,220	325,611	154,211

<sup>(\*)</sup>預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

#### (注2)借用金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	545,147	773,855	608,377	282,220	325,611	154,211

#### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場 価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金 有価証券 満期保有目的の債券	_	1,002,754	_	1,002,754		
国債	98,532	_	_	98,532		
貸出金	_	2,551,378	_	2,551,378		
資産計	98,532	3,554,133	_	3,652,665		
借用金	_	2,569,051	_	2,569,051		
負債計	_	2,569,051	_	2,569,051		

## (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### <u>資</u>産

## (1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# <u>負</u>債

#### 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(令和7年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	99,951	98,532	△1,418

### 2. その他有価証券(令和7年3月31日現在)

	種類 貸借対照表計上額(百万円		取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	155,000	155,000	-

## (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

## (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

## 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	142百万円
勤務費用	6
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△0
退職給付の支払額	_
過去勤務費用の発生額	_
その他	△17_
退職給付債務の期末残高	133

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	34百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△2
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	_
その他	△4
年金資産の期末残高	31

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	31百7
年金資産	△31_
	0
非積立型制度の退職給付債務	101_
未積立退職給付債務	101
未認識数理計算上の差異	△8
未認識過去勤務費用	1_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	94
退職給付引当金	103
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	94

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6百万円
利息費用	1
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	6
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	13

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率1.1%②長期期待運用収益率2.0%③予想昇給率1.6%~5.9%

#### 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当業務勘定における顧客との契約から生じる収益は、損害担保取引に係る収益であります。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識し、損益計算書上の「損害担保補償料」に全額計上しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 契約負債は、指定金融機関から契約時に一括して徴収した損害担保補償料のうち、当事業年度の末日において履行義務を充足していない残高を計上しております。当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,001百万円であります。
  - (2) 当事業年度の末日における残存の履行義務に配分した取引価格の総額は、7,183百万円であります。残存の履行義務について収益認識が見込まれる金額及び期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当事業年度
1年以内	1,440
1年超	5,743
승計	7,183

# (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 財務省 被所有 直接90.14		政策金融行政	増資の引受 <sup>(注3)</sup>	10	-	_	
			政府補給金収入	57	_	_	
	被所有		借入金の返済	506,251	借入金	2,689,421	
	直接90.14%		借入金利息の支払	2,972	未払費用	79	
			資金の預託 <sup>(注4)</sup>	1,175,000	預け金	750.000	
				資金の払戻	1,385,000	別り並	750,000

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。農林水産省(農林水産大臣) 0.09%

経済産業省(経済産業大臣) 9.78% 2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 農林水産省 政府補給金収入 38百万円 中小企業庁 政府補給金収入 57百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額0円74銭1株当たりの当期純損失金額0円1銭

# (重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、令和7年6月3日開催の取締役会決議により、次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式を発行予定です。 新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式10,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	10,000,000円
資本組入額	1株につき1円
資本準備金組入額	1株につき0円
資本組入額の総額	10,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期間	令和7年6月30日から令和7年7月7日まで
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

# 特定事業等促進円滑化業務特定事業等促進円滑化業務勘定

# **第17期末**(令和7年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	186	借用金	67,088
 預け金	186	借入金	67,088
貸出金	67,088	その他負債	56
	67,088	未払費用	28
その他資産	42	リース債務	3
前払費用	0	その他の負債	24
未収収益	27	賞与引当金	4
	14	役員賞与引当金	0
有形固定資産	2	退職給付引当金	51
 リース資産	2	役員退職慰労引当金	0
無形固定資産	85	負債の部合計	67,200
	80	(純資産の部)	
 リース資産	0	資本金	407
	5	利益剰余金	△197
前払年金費用	4	その他利益剰余金	△197
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	△197
		株主資本合計	209
		純資産の部合計	209
資産の部合計	67,409	負債及び純資産の部合計	67,409

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	359
資金運用収益	80
貸出金利息	80
預け金利息	0
政府補給金収入	278
一般会計より受入	82
特別会計より受入	195
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	396
資金調達費用	80
借用金利息	80
その他業務費用	195
利子補給金	195
営業経費	119
その他経常費用	0
貸倒引当金繰入額	0
経常損失	37
当期純損失	37

# 第17期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	株主資本					
	利益		則余金		純資産	
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計	
		繰越 利益剰余金	合計			
当期首残高	407	△160	△160	246	246	
当期変動額						
当期純損失		△37	△37	△37	△37	
当期変動額合計	_	△37	△37	△37	△37	
当期末残高	407	△197	△197	209	209	

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

## 2 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号令和6年9月13日)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号令和6年9月13日)等

#### 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### 2. 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)に基づく債権は次のとおりであります。 なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

-百万円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 危険債権額 一百万円 一百万円 要管理債権額 3月以上延滞債権額 一百万円 貸出条件緩和債権額 一百万円 小計額 一百万円 下常倩権額 67,115百万円 67.115百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない 可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 3. 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円
- 4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	407,000,000	_	_	407,000,000

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編を行う認定事業者等、事業適応を行う認定事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

#### イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、 開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務及び供給確保促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の 悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク 当業務勘算

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

#### イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

#### ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

## ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 (2) 貸出金 貸倒引当金 <sup>(*)</sup>	186 67,088 △0	186	_
	67,087	65,423	△1,664
資産計	67,274	65,609	△1,664
借用金	67,088	65,619	△1,468
負債計	67,088	65,619	△1,468

<sup>(\*)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 <sup>(*)</sup>	186	_	_	_	_	_
貸出金	14,886	29,946	15,819	1,927	2,434	2,076
合計	15,072	29,946	15,819	1,927	2,434	2,076

<sup>(\*)</sup>預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

#### (注2) 借用金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	14,886	29,946	15,819	1,927	2,434	2,076

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場

価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価				
区力	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
現金預け金 貸出金	_ _	186 65,423	_ _	186 65,423	
資産計	_	65,609	_	65,609	
借用金	_	65,619	_	65,619	
負債計	_	65,619	_	65,619	

## (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資 産

# (1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 貸出金

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## <u>負</u>債

## 借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

#### (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

## 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	75百万円
勤務費用	3
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	_
過去勤務費用の発生額	_
その他	<u> \ 11</u>
退職給付債務の期末残高	70

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	18百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	_
その他	△2
年金資産の期末残高	17_

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17百万
年金資産	△17_
	0
非積立型制度の退職給付債務	53_
未積立退職給付債務	53
未認識数理計算上の差異	△6
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47_
退職給付引当金	51
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47_

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	3
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	7

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

, 1 m > () T = = = 1,10 / 1 > 0	200000000000000000000000000000000000000
株式	28%
債券	61%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%_
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.7%~5.9%

#### 3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

# (関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 財務省 (財務大臣)(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	資金の受入 <sup>(注2)</sup>	160	借入金	67,088	
			借入金の返済	14,166			
			借入金利息の支払	80	未払費用	27	

(注) 1.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
 内閣府 政府補給金収入 20百万円
 経済産業省 政府補給金収入 249百万円
 国土交通省 政府補給金収入 7百万円
 2.資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円51銭 1株当たりの当期純損失金額 0円9銭

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# リスク管理債権

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

リスク管理債権 (単位:百万円)

	国民生活 (国民一般向け		<b>農林水産事業</b> (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
リスク管理債権比率	12	.95%	9.17%	12.63%	12.21%
リスク管理債権残高	1,308,	475	323,617	955,574	2,587,667
破産更生債権及びこれらに準ずる	責権 19,	713	4,139	9,885	33,738
危険債権	128,	338	126,710	785,542	1,040,591
3月以上延滞債権		107	1,174	_	1,282
貸出条件緩和債権	1,160,	316	191,593	160,146	1,512,055
正常債権	8,795,	773	3,205,349	6,608,509	18,609,632
総債権残高	10,104,	248	3,528,966	7,564,123	21,197,339

## (リスク管理債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

·危険債権

・ 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及 びこれらに準ずる債権を除く)

·3月以上延滞債権

元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く)

·貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 (上記に該当するものを除く)

# 日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

- ②令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。) 特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。
- ③役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

代表取締役総裁

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、特別手当から構成されている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

・本俸の引上げ(+8,000円~13,000円) ・特別手当の引上げ(+0.05ヵ月)

14301-1-00-1-00-1-00-1-00-1-00-1-00-1-00						
報酬の種類	支給基準等					
	本俸月額(単位:千円)					
		本俸月額				
	総裁	1,191				
	副総裁	1,138				
¬ +/#	専務取締役	1,089				
ア 本俸 	常務取締役	938				
	取締役	877				
	社外取締役	788				
	常勤監査役	812				
	非常勤監査役	690				
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0	.200				
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2}】×支給割合(*)					
2 10001	0.2)1	(*)支給割合:年3.45ヵ月				

代表取締役副総裁 同上 代表取締役専務取締役 同上 専務取締役 同上 常務取締役 同上 取締役 同上 常勤監査役 同上

## 2 役員の報酬等の支給状況

ζη, <del>Δ</del>		令和6年	度年間報酬等の	就任・退任の状況			
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職
代表取締役総裁	24,095	14,175	7,085	2,835(特別調整手当)			*
代表取締役副総裁	23,022	13,548	6,765	2,710(特別調整手当)			*
A代表取締役専務取締役	22,063	12,960	6,511	2,592(特別調整手当)			$\Diamond$
B代表取締役専務取締役	22,063	12,960	6,511	2,592(特別調整手当)			$\Diamond$
C代表取締役専務取締役	22,063	12,960	6,511	2,592(特別調整手当)			$\Diamond$
D代表取締役専務取締役	15,200	9,909	3,310	1,982(特別調整手当)	令和6年6月25日		$\Diamond$
専務取締役	6,774	3,052	3,113	610(特別調整手当)		令和6年6月25日	$\Diamond$
A常務取締役	19,004	11,166	5,605	2,233(特別調整手当)			*
B常務取締役	19,004	11,166	5,605	2,233 (特別調整手当)			*
C常務取締役	19,004	11,166	5,605	2,233 (特別調整手当)			$\Diamond$
D常務取締役	19,004	11,166	5,605	2,233 (特別調整手当)			*
E常務取締役	5,837	2,629	2,682	526 (特別調整手当)		令和6年6月25日	*
F常務取締役	13,092	8,537	2,848	1,707(特別調整手当)	令和6年6月25日		*
A取締役	5,454	2,457	2,506	491 (特別調整手当)		令和6年6月25日	$\Diamond$
B取締役	12,241	7,978	2,668	1,596 (特別調整手当)	令和6年6月25日		*
C取締役	17,534	10,434	5,014	2,087(特別調整手当)			$\Diamond$
D取締役	17,768	10,434	5,247	2,087(特別調整手当)			*
E取締役	5,340	2,457	2,392	491 (特別調整手当)		令和6年6月25日	*
F取締役	12,241	7,978	2,668	1,596 (特別調整手当)	令和6年6月25日		*
G取締役	17,768	10,434	5,247	2,087(特別調整手当)			*
H取締役(非常勤)	2,207	2,207	0	0 (特別調整手当)		令和6年6月25日	
取締役(非常勤)	7,223	7,223	0	0 (特別調整手当)	令和6年6月25日		
J取締役(非常勤)	9,456	9,456	0	0(特別調整手当)			

				·			
A監査役	16,427	9,663	4,832	1,933(特別調整手当)			*
B監査役	5,037	2,275	2,307	455(特別調整手当)		令和6年6月25日	
C監査役	11,236	7,308	2,467	1,462(特別調整手当)	令和6年6月29日		
D監査役(非常勤)	1,932	1,932	0	0(特別調整手当)		令和6年6月25日	
E監査役(非常勤)	6,325	6,325	0	0(特別調整手当)	令和6年6月25日		
F監査役(非常勤)	8,280	8,280	0	0(特別調整手当)			
G監査役(非常勤)	8,280	8,280	0	0(特別調整手当)			*

注1: 「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

#### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

代表取締役総裁
役員報酬は以下の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、

適正な水準と判断している。

①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。

②公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案するでは、

③公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

 代表取締役副総裁
 同上

 代表取締役専務取締役
 同上

 常務取締役
 同上

 取締役
 同上

 取締役
 同上

 常勤監査役
 同上

【主務大臣の検証結果】

役員報酬は上述の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。

#### 4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
代表取締役総裁	該当者なし	年	月			
代表取締役副総裁	該当者なし	年	月			
代表取締役専務取締役	該当者なし	年	月			
専務取締役	該当者なし	年	月			
常務取締役	9,435	4 <sup>#</sup>	1 <sup>月</sup>	令和6年6月25日	2.0	*
取締役	4,182	2 <sup>#</sup>	1 <sup>月</sup>	令和6年6月25日	1.8	*
監査役	5,905	4 <sup>#</sup>	1 <sup>月</sup>	令和6年6月25日	_	

注: 「前職」 欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

#### 5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

1 2 3 3 4 2 7 7 2 2 3 2	
区分	判断理由
常務取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価·審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
監査役	内部規定の定めに従い、取締役に準じて決定しており、適正な水準と判断している。

#### 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

注2:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。該当がない場合は空欄。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

#### Ⅱ 職員給与について

#### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決 定する。

②職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給のうち成績に応じて変動する部分である。

#### ③給与制度の内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当(扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、管 理職特別勤務手当及び特別手当)としている。

④給与制度の令和6年度における主な改定内容

国家公務員に準じて次のとおり実施。

- ・本俸月額の引上げ(+3.075%) (令和7年1月1日施行)
- ・特別手当の引上げ(+0.1ヵ月)(年末特別手当支給時に実施)
- ・在宅勤務等手当の新設(令和6年4月1日施行)
- ・寒冷地手当の支給月額の引上げ(+840円~3,020円)(令和7年1月1日施行)

#### 2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

				令和6年度の年間総	合与額(平均)(千円)		
区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	うち瓦	が うち通勤手当等	うち賞与	
常勤職員	4,338	40.5	7,451	5,313	145	2,138	
事務·技術	4,338	40.5	7,451	5,313	145	2,138	
自動車運転手	_	_	_	_	_	_	
在外職員	3	37.2	13,894	12,171	0	1,723	
事務·技術	3	37.2	13,894	12,171	0	1,723	
任期付職員	31	61.0	5,429	4,399	177	1,030	
事務·技術	31	61.0	5,429	4,399	177	1,030	
再雇用職員	91	63.7	4,217	3,501	161	716	
事務·技術	88	63.6	4,238	3,518	164	720	
自動車運転手	3	65.2	3,584	2,987	83	597	

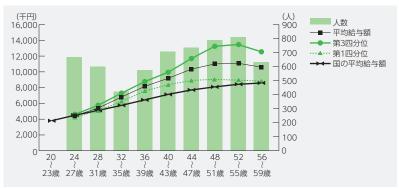
- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。
- 注2:年間給与額は、時間外手当を除く給与の額。
- 注3:通勤手当等は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。
- 注4:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
- 注5:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。
- 注6: 常勤職員及び再雇用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。
- 注7:常勤職員のうち、「自動車運転手」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」 欄以外は記載しないこととし、常勤職 員の全体の人員、平均年齢及び令和6年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

#### ①職種別支給状況(年俸制適用者)

			令和6年度の年間給与額(平均)(千円)			
区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	うち剤	定内	うち賞与
				うち通勤手当	うち通勤手当等	
常勤職員	1,744	50.3	12,839	8,820	133	4,019
指定職相当職員	49	58.2	17,021	11,348	164	5,673
事務·技術	1,695	50.1	12,718	8,747	132	3,971
在外職員	3	46.8	22,885	19,846	0	3,039
事務·技術	3	46.8	22,885	19,846	0	3,039

- 注1:常勤職員については、在外職員を除く。
- 注2:年間給与額は、時間外手当を除く給与の額。 注3:通勤手当等は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。
- 注4: 常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。
- 注5:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
- 注6:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

#### ②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。]



- 注1:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、④まで同じ。
- 注2:年俸制適用者を含む。以下、④まで同じ。 注3:任期付職員を含む。以下、④まで同じ。

#### ③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

#### (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額		
ガ和仏流を示りグループ	人員(人)	十岁年團(成)	平均(千円)	最高~最低(千円)	
管理職(部長級)	383	54.4	14,854	17,320~13,122	
管理職(課長級)	1,312	48.9	11,923	14,955~8,611	
非管理職	4,369	40.7	7,291	15,382~3,010	

#### ④賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計
一律支給分(期末相当)			100%	100%	100%
管理職員	査定支給分(勤勉相	当) (平均)	0%	0%	0%
		最高~最低	0%	0%	0%
	一律支給分(期末相	当当)	0%	0%	0%
一般職員	査定支給分(勤勉相	当)(平均)	100%	100%	100%
		最高~最低	100%	100%	100%

#### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○ 重発・技術職員

○事務・技術職員	
項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul> <li>・年齢勘案 125.7</li> <li>・年齢・地域勘案 126.6</li> <li>・年齢・学歴勘案 122.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 124.8</li> </ul>
国に比べて給与水準が高くなっている理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を 有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、 このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。 ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営への アドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力  2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。  3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「124.8」となり、勘案前の「125.7」から「0.9」ポイント低下する。

#### ①民間金融機関との比較例

	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)
当公庫	8,913	43.3
A(都市銀行)	8,649	40.3
B(都市銀行)	8,128	39.6
C(都市銀行)	8,117	39.9
D(地方銀行等)	8,873	44.1
E(地方銀行等)	7,957	43.0
F(地方銀行等)	7,663	38.7

注1: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの。 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(令和6年3月期)出所。

#### 国に比べて給与水準が高く なっている理由

#### ②学歴別の人員構成

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
当公庫	92.3%	7.4%	0.3%	0.0%
国家公務員行政職(一)	64.1%	12.5%	23.4%	0.0%

- 注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
- 注2: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの。
- 注3:国家公務員のデータは、令和6年国家公務員給与等実態調査出所。

#### ③地域別の人員構成

	1~5級地	その他
当公庫	61.8%	38.2%
国家公務員行政職(一)	58.7%	41.3%

- 注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区分による。
- 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの。
- 注3: 国家公務員のデータは、令和6年国家公務員給与等実態調査出所。

#### 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.5%】

(国からの財政支出額 52,772,314千円、支出予算の総額 1,180,946,997千円:令和6年度予算)

【累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,914,195百万円(これにより株主資本合計は15,323,099百万円)(令 和5年度決算)】

【管理職の割合28.0% (常勤職員数6,064名中1,695名)】

【大卒以上の高学歴者の割合92.3% (常勤職員数6,064名中5,599名)】

【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合11.1%】

(支出総額573,722,128千円、給与·報酬等支給総額63,645,546千円:令和5年度決算)

#### 給与水準の妥当性の検証

#### (法人の検証結果)

給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定さ れた人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策 金融を的確に実施し適切に管理している。

#### (主務大臣の検証結果)

日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関 する高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえ る必要性がある。

また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成している ことも踏まえる必要性がある。

従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。

--方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引下げの努力が引き続き求められる。

講ずる措置

#### 【講ずる措置】

令和7年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与制 度を適正に運用することで、人件費の増加を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。 また、平成26年4月に総 合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。 既存の総合職職員からの職種転換や新卒 採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の増加が抑制される見込み。 加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管理 職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の増加抑制が見込まれる。

上述の通り、現行の人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を 通じて人件費の増加を抑制していく。

#### 4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

22歳(大卒初任給)

月額240,300円 年間給与3,621,000円

○ 35歳(本部上席課長代理)

月額492,010円 年間給与8,167,000円

○ 50歳(本部課長)

月額735,060円 年間給与12,885,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)(令和6年度)を支給。

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について (単位:千円、%)

区分	令和5年度	令和6年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額(A)	63,645,546	65,806,450	2,160,904	(3.4%)
退職手当支給額(B)	1,772,456	4,360,528	2,588,072	(146.0%)
非常勤役職員等給与(C)	4,222,965	4,224,451	1,486	(0.0%)
福利厚生費(D)	11,908,373	12,372,568	464,195	(3.9%)
最広義人件費(A+B+C+D)	81,549,340	86,763,997	5,214,657	(6.4%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A) $\sim$ (D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

#### 総人件費について参考となる事項

#### 1 対前年比状況

令和6年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比+3.4%、「最広義人件費」が前年度比+6.4%となった。これは、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に関する取扱いに準じて国家公務員と同様のベースアップ及び賞与支給月数の増加を実施したこと、定年年齢の引上げに伴って令和5年度においては発生しなかった定年退職者数が増加したことが主な要因となっている。

#### 2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を 着実に実現する必要があるため、経済危機対策が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件 費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

#### 3 役職員退職手当の引下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員退職手当については平成30年1月1日以降、国家公務員の引下「幅(△3.39%)と同じとなる支給水準の引下げを実施した。

また、職員については、就業規則の変更等を要したことから、所要の手続を経て平成30年4月1日以降、国家公務員の引下げ幅と同水準となる引下げを実施した。

#### Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の令和7年度の定年年齢は62歳。国家公務員と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ、令和13年度に65歳となるまで段階的に引き上げる。60歳以降は原則管理職以上には区分せず、60歳前の職務経験に応じた5区分の本俸(シングルレート、60歳前の7割程度の水準)を適用。

#### Ⅴその他

特になし。

# 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

#### (株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

- 第六条 公庫の役員等 (取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。) の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - 2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。
- 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
- 三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
- 四 削除
- 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行う ことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要で ある旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

#### (業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

#### (事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

#### (予算の作成及び提出)

- 第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。
  - 2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
  - 二前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
  - 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
  - 四 その他当該予算の参考となる書類
  - 3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。
  - 4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。
- 第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定 を経なければならない。
  - 2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに 国会に提出しなければならない。

#### (予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

#### (財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

# (区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う 業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別 表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な 関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務 並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項 第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに 同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

#### 六 削除

七、危機対応円滑化業務

#### (決算報告書の作成及び提出)

- 第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。) を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
  - 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

#### (国庫納付金)

- 第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。
  - 2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、 同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
  - 3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項 の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理 の方法は、政令で定める。
  - 6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。
  - 7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

#### (政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

### (借入金及び社債)

- 第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために 行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るもの とする。
  - 5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

#### (政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

#### (監督)

- 第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。
  - 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときるの他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人 (第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条にお いて同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、 書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に 限る。

#### (定款)

- 第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。
  - 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
    - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任 されること。
    - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
  - 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の 解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規 定にかかわらず、別に法律で定める。

#### (主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務 並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号 及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う 業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別 表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な 関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務 並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

#### 項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項経済産業大臣及び財務大臣

#### 六 削除

- 七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

#### (協議)

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

#### 附則

#### (公庫の業務の在り方の検討)

- 第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
  - 2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 別表第一(第十一条関係)

別表:	第一(第十一条関係)	
_	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、 当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
=	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
Ξ	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置 又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業について 衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、 当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定 める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業川組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
t	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
, A	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達が困難なものに限る。)  イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金  ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。)の取得(その取得に当たって、その土地の農業としの利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金  ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの  果樹の権裁又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。)  ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)  ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)  ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。)を含む。)を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。)若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の間売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸して戦務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付 設集団売場を含む。)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理 化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中 小企業者に対するものであってその債遇期限が十年を超えるものに限る。)
+	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
+-	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を給合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物岩しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域農林畜水産物の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

+=	食品(飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。計しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成異若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に副変な資金を含む。又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
+≡	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健 の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置す る者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

# 別表第二(第十一条関係) (略)

令和7年7月発行

発行:株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス https://www.jfc.go.jp/

# JFC 日本政策金融公庫

